



第3章 中期財政フレーム編

財政の持続可能性を確保するための歳入・歳出フレームを示します。

1 財政フレーム

(1) 財政フレームの目的

9、10ページに示した財政見通しのとおり、本市の財政を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化、公共施設の老朽化に伴い社会保障費や投資的経費が増加し、更に厳しくなることが予想されます。そのため、必要な施策の確実な推進と財政の持続可能性の確保の両立が課題となっています。

この課題に対応するには、将来を見据えた計画的な財政運営が重要となることから、財政の持続可能性を確保していくための『フレーム』を示します。

なお、このフレームについては、現時点での地方財政制度を前提とし、本市を取り巻く環境を踏まえたうえで作成しているため、今後も国が示す地方財政計画等の動きを注視していく必要があります。

(2) 基本的な考え方

- 国が示す地方財政計画との整合
- 人口ビジョンとの連動
- 将来世代と現役世代の負担の均衡

1 財政フレーム

(3) 令和5年度(2023年度)～12年度(2030年度)の財政フレーム

◆ 歳入

(単位 億円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
税・税外収入	1,125	1,124	1,122	1,120	1,118	1,115	1,112	1,108
地方交付税	60	45	44	42	42	42	42	42
一般財源	1,185	1,169	1,166	1,162	1,160	1,157	1,154	1,150
国・都支出金、その他	826	849	881	853	859	874	886	915
市債	134	162	127	117	120	101	112	123
うち臨時財政対策債	23	33	31	29	29	29	29	29
基金繰入金	28	37	28	31	26	9	6	18
うち財政調整基金	23	23	27	25	13	5		5
計	2,173	2,217	2,202	2,163	2,165	2,141	2,158	2,206

前提条件等

- 税・税外収入 人口に連動する科目について、人口推計と連動させ算出
- 地方交付税 基準財政需要額：人口推計と連動させ算出。職員の定年引上げによる影響を反映
基準財政収入額：税・税外収入の増減を反映
- 国・都・その他 歳出と連動させ算出
- 市債 建設債：歳出における投資的経費と連動させ算出
臨時財政対策債：現行の制度が継続されることを前提に、地方交付税と連動させ算出

1 財政フレーム

◆ 歳出

(単位 億円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	289	299	290	305	290	306	291	305
扶助費	791	800	809	817	824	832	840	847
公債費	126	130	136	136	141	143	146	140
義務的経費	1,206	1,229	1,235	1,258	1,255	1,281	1,277	1,292
投資的経費	236	265	238	195	194	164	187	224
その他	731	723	729	710	716	696	694	690
計	2,173	2,217	2,202	2,163	2,165	2,141	2,158	2,206

前提条件等

- 人件費 人口に対する職員数を一定に維持するものとして算出
退職手当について、定年引上げによる影響を反映
- 扶助費 人口一人当たり単価を現状ベースとし、対象者の増減見込を反映
- 公債費 市債償還予定に投資的経費見直し後の借入見込を反映
- 投資的経費 新たな財政規律を踏まえた事業の見直しを行うものとして算出
- その他 決算状況を踏まえた人口一人当たり単価をベースとし、人口減少分を反映

2 新たな財政規律

将来世代に過度な負担を先送りすることなく、透明性の高い財政運営を実現するため、簡素で分かりやすい、新たな行動規範となる財政規律を設定します。

(1) 新たな財政規律に必要な要素

経営資源に限りがある中、社会状況の変化に応じた施策を展開していくためには、義務的経費等の圧縮により財政の柔軟性を高める必要がありますが、本市の義務的経費が歳出全体に占める割合は、中核市などと比較して高い状況です。

新たな財政規律は、義務的経費の中でも後年度にコントロールしにくい公債費に着目し、事業規模等の最適化により、計画的な公債費の管理を実現できるものとしています。

区分	単位 %		
	八王子市	中核市平均	26市平均
人件費	14.3	15.2	14.5
扶助費	35.2	27.4	30.5
公債費	6.6	9.8	5.5
義務的経費	56.1	52.4	50.4

出典：総務省「地方財政状況調査」
平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）決算の5か年総額をもとに算出

2 新たな財政規律

(2) 新たな指標の設定

ア 一般財源等に占める「公債費等」の割合 12%台【令和22年度（2040年度）決算】

地方交付税の交付団体である本市の一般財源は、国が作成する地方財政計画により枠組みが決まっています。この計画を踏まえ、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）の公債費関連の基準財政需要額が需要全体に占める割合をもとに基準値を設定しています。

イ 市民一人当たり「市債等」残高 28万円【各年度決算】

令和22年度（2040年度）に「ア」の基準値を達成するためには、市債等の残高が過大にならないようコントロールしていく必要があります。計画的な残高管理の結果を分かりやすく確認するため、各年度の基準値を設定しています。

※財政の持続可能性と将来世代との負担の公平性に着目し、指標を設定しています。

市税を中心とする一般財源収入は、人口構造や経済環境の変化により変動するため、人口の増減や歳入確保の取組の成果を事業規模等に反映できる指標としています。

【用語の説明】

区分	定義
一般財源等	1款市税～12款交通安全対策特別交付金、17款財産収入、18款寄附金及び22款市債のうち臨時財政対策債＜発行可能額＞を対象とする。
公債費等 市債等	公債費・市債に加え、PFI等による施設建設やESCO事業等に係る債務負担行為などに係るものを対象とする。
人口	住民基本台帳人口